

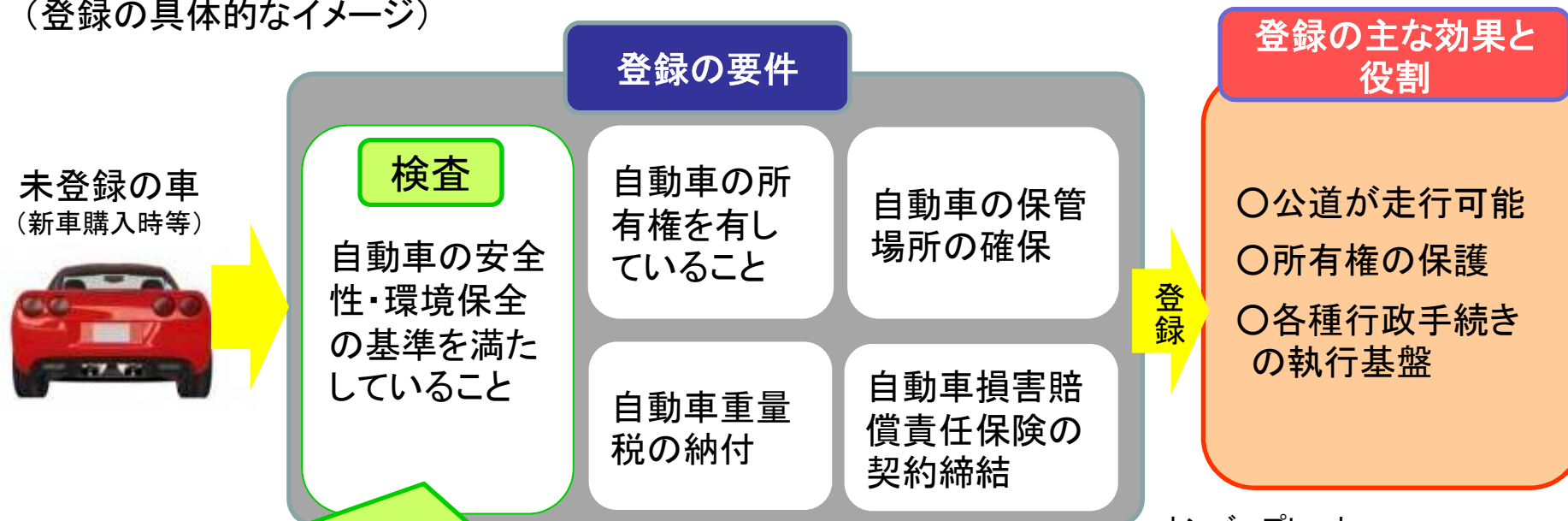
# 地方版図柄入りナンバープレート制度検討会 (参考資料)

国土交通省自動車局  
平成27年8月

# 自動車の検査登録制度の概要

○自動車が、運行の用に供するためには、不動産と同様に国民の基本的財産として、その所有権の公証(登録)を行うとともに、国の定める安全・環境基準に適合しているかの確認(検査)を行うことが必要。

(登録の具体的なイメージ)



(検査の具体的なイメージ)

## 検査の中で確認する事項

- 車両諸元の確定
- 自動車の基準適合性の確認
  - 定期点検整備実施状況の確認
  - 保安基準適合性の審査
  - NOX、PM法の基準への適合性の確認

## 検査のタイミング

- 新規登録時
- 車検更新時
- 構造等の変更 等

ナンバープレートの取付け、封印



申請の種類	申請する内容	根拠法
新規登録	登録を受けていない自動車を使用するとき(所有権の設定) ・新車 ・一時抹消登録をした中古車	車両法7条
変更登録	登録を受けた自動車で次の事項に変更があったとき 所有者の氏名又は名称、所有者の住所、使用の本拠の位置、型式、車台番号、 原動機の型式	車両法12条
移転登録	登録を受けた自動車の所有者に変更があったとき(所有権の移転)	車両法13条
永久抹消登録	登録を受けた自動車が解体・滅失・用途の廃止等をしたとき(所有権の消滅)	車両法15条
輸出抹消登録	登録を受けた自動車を輸出しようとするとき	車両法15条の2
一時抹消登録	登録を受けた自動車の使用を一時中止したとき	車両法16条
更正登録	登録の内容について錯誤、又は脱落があるとき	登録令28条
番号変更	自動車登録番号標が滅失・毀損・識別が困難となって番号標を変更するとき	車両法14条
登録事項等証明書 交付請求	登録された自動車の現在の内容又は過去の履歴について証明書の交付を請求 するとき	車両法22条
抵当権登録	登録された自動車の抵当権を設定するとき。設定事項に変更・更正・移転があっ たとき。抵当権を抹消するとき。	登録令49条～52条、5 5条、58条
嘱託登録	官公署が法令に基づいて滞納処分による差押等を行う場合に、対象自動車の ファイルに差押等の登録を委託することによって行うもの。	国税徴収法、地方税法 他

## 年度別登録業務量

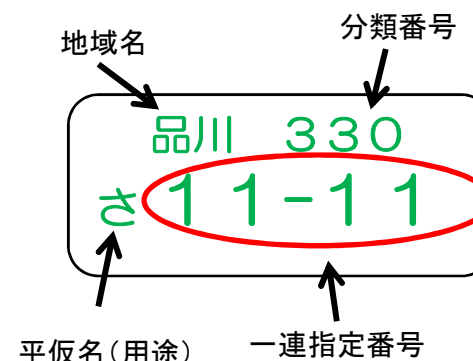
年度	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
登録業務 量(千件)	26,032	27,604	28,305	27,442	23,539	22,802	22,086	21,012	22,269	23,074	21,967

# 希望番号制度について

- 希望番号制度とは、自動車のナンバープレートのうち一連指定番号（右下図参照）について、申し出により所有者が希望する番号とすることができる制度である。
- 一部の番号については、特に人気が高いため、毎週1回抽選を行い、当選した者のみが取得できることとしている。

（抽選となっている番号の例）

1	7	8	88	333	555	777
888	1111	3333	5555	7777	8888	2020



## 1. 希望番号制度を活用できる対象車種

- 登録自動車（乗用車、バス、トラック、大型特殊自動車）の自家用・事業用
- 軽自動車（二輪車を除く）の自家用

## 2. 希望番号制度の手続き

- 希望する所有者は、交付代行者（国土交通大臣に代わりナンバープレートを交付する者として指定されたもの）に申し込み、希望する番号を予約する。（抽選の場合は当選した場合に限る。）
- 所有者は登録に際し、国に希望番号を予約している旨を伝えることにより、国は当該番号で登録を行う。
- 所有者は、交付代行者から当該番号のナンバープレートの交付を受ける。

## 3. 希望番号制度による交付手数料

（中板、1組） 3, 860円～4, 400円（東京の場合：4, 100円）

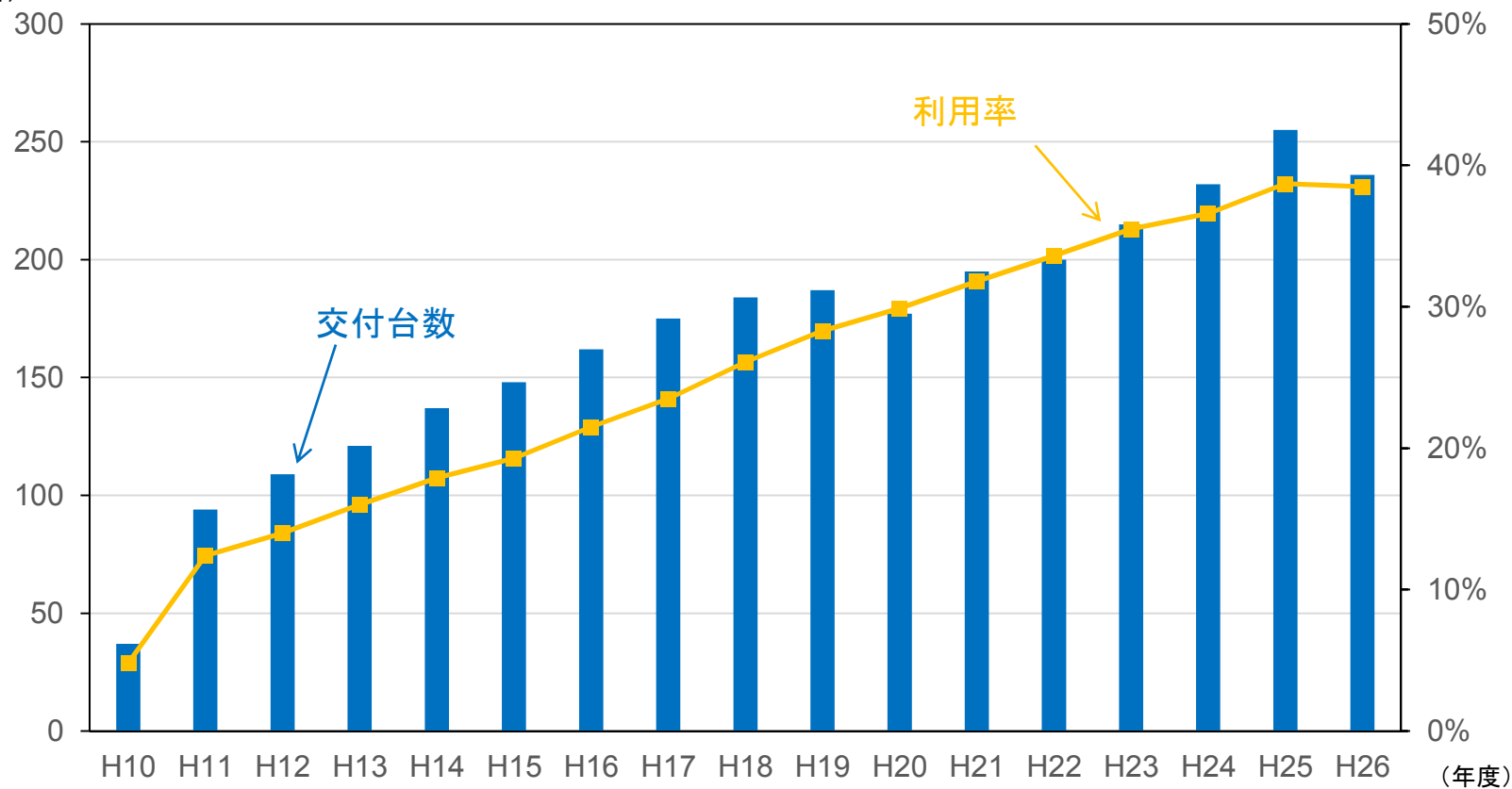
参考：希望番号以外 1, 440円～1, 880円（東京の場合：1, 440円）

## 4. 希望番号を取得できる場合

新たに登録する場合（新車・中古車）、引越し等で地域名表示が変更になる場合、ご当地ナンバーに変更する場合、ナンバープレートが滅失・毀損した場合

制度導入後から、希望番号の交付台数及び利用率は増加しており、平成26年度においては登録自動車全体のおよそ4割近くが希望番号制度を利用している。

○希望番号の交付台数と利用率(登録車)  
(万台)



(出典) (一社)全国自動車標板協議会調べ

## ＜導入の基準＞

### 〔1〕地域の基準

- ① 地域特性や経済圏等に関して、他の地域と区分された一定のまとまりのある地域であり、一般に広く認知された地域であること。また、原則として、単独の市町村（特別区を含む。以下同じ。）ではなく、複数の市町村の集合体であること。
- ② 対象地域内の登録自動車数が10万台を超えていること（対象地域の全部が離島である場合は、これに準ずる規模の台数であること。）。
- ③ 対象地域において、地域住民の具体的なニーズがあること。
- ④ 対象地域における地域振興・観光振興の中で、新たな地域名を表示するナンバープレート（以下「新ナンバープレート」という。）の位置付け、活用方策等が明確に示されていること。
- ⑤ 対象地域を管轄する都道府県において、自動車保有関係手続きのワンストップサービスを導入している又は概ね3年以内の導入が道府県として機関決定されており、かつ、具体的な導入計画が策定されていること。
- ⑥ 対象地域が、当該地域を管轄する都道府県内における他の地域名表示の対象地域と比較し、人口、登録自動車の台数等に関して、極端なアンバランスが生じないものであること。

### 〔2〕地域名の基準

- ① 行政区画や旧国名などの地理的名称であり、当該地域を表すのにふさわしい名称であること。また、当該地域名が全国的にも認知されているものであること。
- ② 読みやすく、覚えやすいものであるとともに、既存の地域名と類似し混同を起こすようなものでないこと。
- ③ ナンバープレートに表示された際に十分視認性が確保されるよう、原則として「漢字」で「2文字」となるものであること。やむを得ない理由があるとして例外を認める場合であっても最大で「4文字」までとし、ローマ字は認めないものとする。

## ＜導入の手続き＞

新ナンバープレートの導入は、当該地域の住民や自動車ユーザーの意向であることが前提であり、当該地域を構成する全ての市町村の合意があることが必要である。さらに都道府県内のバランス等の基準への適合性には都道府県の判断が必要である。このため、導入に当たっての手続きについては、以下のとおりとするものとする。

### 〔1〕公募

- ① 対象地域内の市町村は、アンケート、ヒアリング等により住民等のニーズを把握するものとする。
- ② 対象地域となる市町村は、当該地域を管轄する都道府県に要望を行うものとする。
- ③ 要望を受けた都道府県は、新たな地域名表示が本要綱に定められた基準や手続きに適合しているかを判断し、妥当と判断される場合は、当該都道府県の区域を管轄する地方運輸局（沖縄県にあっては、沖縄総合事務局。以下同じ。）を通じて、国土交通省に要望書を提出するものとする。対象地域が二以上の都道府県にまたがる場合には、当該地域を管轄する都道府県が共同で、いずれかの都道府県の区域を管轄する地方運輸局に要望書を提出するものとする。
- ④ 要望書は、別紙様式を参考に作成するものとする。

### 〔2〕審査

- ① 国土交通省は、ナンバープレートに表示する新たな地域名の決定にあたり、有識者をメンバーとする審査会を開催し、導入の是非を検討するものとする。
- ② 審査会では、要望元から新ナンバープレートと絡めた地域振興・観光振興策等について、プレゼンテーションを求める場合があるものとする。
- ③ 国土交通省は、審査会の結果を踏まえ、追加する新ナンバープレートを決定するものとする。
- ④ 国土交通省は、関連するシステムを運用する関係機関、関係団体との調整を行った上で、導入時期等を決定するものとする。

## <アンケートの設問>

諸外国では、既に図柄入りナンバープレートが交付されていますが、我が国においてもそのような図柄入りナンバープレートを交付することについて、どうお考えですか。(3択)



【出典】クイーンズランド州 希望ナンバー社(PPQ(Personalized Plates Queensland))のHPより画像を引用 <https://www.ppq.com.au/create>

(海外の図柄入りナンバープレートの例)

	図柄入りナンバープレートの交付を希望する	どちらでもない	希望しない	合計
18～20歳	35.3%	41.2%	23.5%	100.0%
21～30歳	45.9%	24.8%	29.3%	100.0%
31～40歳	35.9%	29.0%	35.1%	100.0%
41～50歳	31.5%	30.3%	38.2%	100.0%
51～60歳	27.1%	31.9%	41.0%	100.0%
61歳～	20.8%	32.3%	46.9%	100.0%
合計	30.9%	30.3%	38.8%	100.0%

※一般社団法人 全国自動車標板協議会によるアンケートより



## 「日本再興戦略」改訂2015（抄）

平成27年6月30日  
閣議決定

### 6. 地域活性化・地域構造改革の実現/中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新

#### (2) 施策の主な進捗状況

（ふるさと名物等の応援）

- ・地方版図柄入りナンバープレート等の我が国初の図柄入りナンバープレート制度の導入に向け、道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律が今国会にて成立した。

### 中短期工程表「地域活性化・地域構造改革の実現/中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新②」

	2013年度・2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度～	KPI
		通常国会 概算要求 税制改正要望等	秋 年末	通常国会		
地域の リソースの 活用・ 結集・ ブランド化②	<「プレミアム地域ブランド」の創出> ・商標法の改正による地域団体商標の登録主体の拡充等を盛り込んだ「特許法等の一部を改正する法律案」が第186回通常国会で成立(2014年4月) ・地域団体商標に係る審査基準等の見直し(2014年8月及び2015年3月)	地域団体商標制度の周知を通じた申請者の出願等のノウハウ向上による迅速な権利化				・開業率が廃業率を上回る状態にし、開業率・廃業率が米国・英国レベル(10%台)になることを目指す (現状:開業率・廃業率ともに4.5%(2004～2009年の平均値)) 【補助指標】 起業活動指数 (「起業家精神に関する調査」において、「起業者・起業予定者である」との回答を得た割合)を今後10年間で倍増させる
	・「地域産業資源活用支援事業」において、地域資源を活用した商品・サービスの開発や販路開拓を支援(平成26年度予算) ・地域資源を活用した「ふるさと名物」の開発・販路開拓の取組の支援等に向け、中小企業地域資源活用促進法の改正法案を2015年通常国会に提出	「ふるさと名物」の開発・販路開拓を推進する体制構築のため、市区町村による「ふるさと名物応援宣言」を促進	必要な措置の実施			
		小売事業者等が製造業者と連携して行う販路開拓を通じて、消費者嗜好を捉える取組の支援(平成26年度補正予算)				
		「ふるさと名物」を地域ブランド化する人材育成に対する支援を実施(平成26年度補正予算)				
	地方版図柄入りナンバープレート等図柄入りナンバープレート制度の導入に向け、道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律が2015年通常国会にて成立	図柄入りナンバープレート制度導入・推進				